

7. 景観形成・保全の方針

(1) 基本的な考え方

白山市には、日本三名山の一つである靈峰白山から手取川扇状地を経て日本海につながる、美しい自然景観が形成されています。また、地域においては、それぞれの歴史・伝統・文化を連綿と培ってきました。

このような地域の景観特性を守り育てるとともに、新たなまちなみ景観の創出を図り、魅力あるまちなみの整備および快適な生活環境を推進するため、景観行政団体である白山市では、「白山市景観条例」およびこれに基づき、平成22年に策定した「白山市景観計画」に沿って、「いしかわ景観総合条例」との整合を図りながら、白山市らしい特色ある景観の形成・保全を推進します。

(2) 市街地などの景観形成・保全の方針

(2)-1 市街地景観

市街地における土地や建築物は、景観形成の大きな要素となることから、適正な土地利用、地区計画や景観まちづくり協定などによる住民主体のルールづくり、周辺のまちなみと調和のとれた建築物の誘導などを図ることにより、景観形成の質を高めていきます。

また、用途地域、地区計画、景観条例などにより、建築物の用途の混在を防ぎつつ、景観を阻害する要因の解消や是正の勧告などを図りながら、良好な景観の保全と新しい都市景観の創出をめざします。

(2)-2 まちなみ景観

景観まちづくり協定を締結している景観まちなみ重点地区においては、伝統的なまちなみの保全・創出が図られるよう支援します。

新たに景観まちなみ重点地区の指定に取り組む地区に対しては、説明会の開催や協議会の設立支援などにより、指定に向けた取り組みを支援します。

歴史的価値のある建造物で、構造や設備といった建築関連法令などの基準に適合しない場合においても、増改築に際しては適用除外などの措置や方策について、所管課において検討します。また、無電柱化による景観向上について検討するなど、良好なまちなみ景観の形成を図ります。



無電柱化した千代尼通り商店街

(2)-3 沿道・沿線景観

広大な市域においては、連続性を生み出す沿道の景観を良好なものとすることが、市域全体の景観形成の向上につながります。北陸新幹線沿線や主要な道路（北陸自動車道、国道157号、国道360号、加賀産業開発道路など）の沿道の修景、屋外広告物の美観などについて誘導を図ります。また、市町界を越えた取り組みにも結びつくよう、県との連携のもと、周辺市町との連携を強化し、沿道景観の向上を図ります。

(2)-4 公共施設の景観

道路、公園、河川などの公共施設については、「白山市公共事業景観形成指針およびガイドライン」に沿って、地域の歴史との調和や利用者の利便性に配慮した良好な景観形成に取り組みます。

(2)-5 白山ろくの文化的景観保存への取り組み

白山ろくには、豊かな自然と共生し、焼畑農耕という独特の農耕形態により培われてきた稀有な景観や、豪雪地帯の厳しい自然環境の中でたくましく生き続けている山村の景観が今もなお受け継がれています。また、白峰地区は深い山間にありながら、古くからにぎわいのある独特的な集落で、現在でも伝統的なまちなみが残されている地区として高く評価されており、平成24年7月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。これらについて、地域の協力を得ながら、貴重なまちなみの景観保全に努めます。



白峰地区のまちなみ

(2)-6 優れた樹木の保全・保護について

本市には、豊かな自然の中に育まれた巨木が国の天然記念物として、また、社叢林として、あるいは集落のランドマークとして大切にされてきた名木や巨木が県や市の天然記念物として指定されています。これらの樹木の滅失、枯死などを防ぐため、国・県・市の補助などを活用しながら保全を図ります。

(3) 水・緑の景観形成・保全の方針

(3)-1 山間地景観

白山国立公園内には豊かな自然が広がっており、市街地などの背景となる山並みは貴重な山林により四季折々の季節感を演出します。これらの良好な山間地景観を保全するため、希少な植物などの保護や無秩序な開発の抑制に努めます。

(3)-2 水辺・里山景観

海岸線や手取川などの水辺空間においては、美しい自然景観を保全するとともに、市民の理解と協力を得ながら、松林の保全や緑化・美化活動など景観形成の推進により、潤いのある水辺景観の向上に努めます。

人と自然との交流空間である里山においては、地域住民などが自発的に取り組む森林や緑の保全活動の促進や、企業との協定締結による森林整備などにより、自然環境と調和した里山景観の形成・保全を図ります。



めおと岩

(3)-3 田園景観

手取川扇状地に広がる田園や点在する集落、風雨や夏の暑さなどをしのぐために植林された屋敷林などを白山市の景観財産として捉え、景観計画の遵守や届出制度により、のどかな田園景観を保全し、継承していきます。



田園景観

(3)-4 眺望景観

白山から流れ出る手取川は、手取峡谷や河岸段丘、手取川扇状地を形成して日本海へと注ぎ込みます。このような地形資産は、景観を形成するための土台として、白山手取川ジオパークの重要な資源であることを踏まえ、景観計画の遵守や届出制度により、今後も保全していきます。

そのために、白山山系の眺望景観と手取川扇状地や山村集落の俯瞰景観の保全を図り、観光誘客や交流人口の拡大に向けて、多くの来訪者が利用できるよう視点場やビュースポットパネルの維持管理に努めます。



水田と白山眺望景観

(4) 景観づくりの取り組み

景観づくりは、地域に暮らす人々のすべてが、それぞれの立場に応じて関わり合いながら、創り上げていくことが大切です。そのために、景観づくりの担い手となる市民・事業者・行政が良好なパートナーシップのもとに協働し、それぞれの立場で役割を果たしながら、継続的に景観形成を推進します。

「市民の役割」（景観づくりの主役）

- ◇景観づくりの主役である市民は、景観に関心を持ち、自らが積極的に景観づくりの推進に努めます。
- ◇市民は、市や県が実施する景観施策への協力に努めます。

「事業者の役割」（景観づくりの協力者）

- ◇事業者は、事業活動が景観づくりに大きな影響を与えることを認識し、自らが積極的に景観づくりの推進に努めます。
- ◇事業者は、地域における景観づくりへの協力に努めます。
- ◇事業者は、市や県が実施する景観施策への協力に努めます。

「市（行政）の役割」（景観づくりの調整役）

- ◇市は、地域の景観特性を把握し、その特性に応じた景観施策の推進に努めます。
- ◇景観づくりの調整役となる市は、市民や事業者の景観に対する意識醸成や景観づくりへの支援に努めます。
- ◇市は、国や県、周辺市町との連携を強化し、計画的な景観施策の推進に努めます。

【推進体制イメージ】

